

(第一類 第二號)

第一回國會衆議院 治安及び地方制度委員會會議錄第四十四号

昭和二十二年十二月四日(木曜日)

午後零時開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 門司 亮君 矢尾三郎君

理事 高岡 忠弘君 中島 茂喜君

理事 松野 頼三君 酒井 俊雄君

理事 大石ヨシ子君 菊地 重作君

理事 松澤 兼人君 松谷天光君

理事 大澤嘉平治君 千賀 康治君

理事 坂口 主税君 中垣 國男君

理事 小暮藤三郎君 中島 守利君

理事 石田 一松君

出席政府委員

内務政務次官 長野 長廣君

内務事務官 林 敬三君

委員外の出席者

内務事務官 長野 實君

専門調査員 有松 昇君

十二月二日

料理飲食業者の營業再開許可の請願

(庄司一郎君紹介)(第一三〇八號)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

地方自治法の一部を改正する法律案

(内閣提出)(第七三號)

消防組織法案(内閣提出)(第一一六號)

○坂東委員長 これより治安及び地方

制度委員會を開會いたします。

本日の日程は消防組織法案、警察法

案、地方自治法の一部を改正する法律

案の三件であります。今朝來警察法案、

地方自治法の一部を改正する法律案に

つきまして、いろいろ事務的の折衝がございまして、またなか／＼決定せぬ點がありますから、この日程通りの消防組織法案につきまして政府の説明を聴くことにいたします。長野政務次官。

消防組織法案

消防組織法目次

第一章 總則

第二章 國家機關

第三章 自治體の機關

第四章 雜則

附則

消防組織法

第一章 總則

第一條 消防は、その施設及び人員を活用して、國民の生命、身體及び財産を火災から保護することと

に、水火災又は地震等の災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第二章 國家機關

第二條 國家公安委員會に國家消防廳を置く。

第三條 國家消防廳に長官を置く。

長官は、國家公務員法の規定に基き、國家公安委員會がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

長官は、國家公安委員會の指揮監督を受け、國家消防廳の職務を掌理する。

第四條 國家消防廳は、左に掲げる事務を掌る。

一 消防に關する市街地の等級化

に關する事項

二 消防規則の研究及び立案に關する事項

三 防火警察制度(放火及び失火犯の捜査を含む。)の確立に關する事項

四 放火及び失火犯の捜査技術の研究並びに捜査員の訓練に關する事項

五 消防操法訓練の基準の研究及び立案に關する事項

六 消防技術及び火災豫防に關する出版に關する事項

七 消防統計及び消防情報に關する事項

八 消防指導員の養成に關する事項

九 消防設備及び機械器具の檢定に關する事項

十 消防に關する試験研究に關する事項

第五條 國家消防廳に消防研究所及び管理局を置く。

國家消防廳に、國家公安委員會の承認を得て國家消防廳の定めるところにより、所長一人、局長一人その他所屬の職員及び機關を置く。

前項の職員は、國家公務員法の規定に基き、國家消防廳長官がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第三章 自治體の機關

第六條 市町村は、當該市町村の區域における消防を十分に果すべき責任を有する。

第七條 市町村の消防は、條例に従い、市町村長がこれを管理する。

第八條 市町村の消防に要する費用は、當該市町村がこれを負擔しなければならぬ。

第九條 市町村の消防事務を處理するため、市町村に、消防團の外、その必要に應じ、左に掲げる機關の全部又は一部を設けることができる。

一 消防本部

二 消防署

三 消防職員及び消防團員の訓練機關

第十條 消防本部の設置、名稱及び組織は、市町村長がこれを定める。

消防本部を置く市町村は、一又は二以上の消防署を置くことができる。

消防署の設置、名稱、組織及び管轄區域は、市町村長の承認を得て、消防長がこれを定める。

第十一條 消防本部を置く市町村に、消防長及びこの法律の規定に従い、有効に消防を行ふに必要且つ適當な階級の消防吏員を置く。

消防吏員は、上司の指揮監督を受け、消防の事務を掌る。

市町村の消防吏員の定員は、地方的要求に應じて、その市町村がこれを定める。

第十二條 市町村の消防長は、條例に従い、市町村長がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第十三條 市町村の消防長は、市町村長の承認を得て、當該市町村の消防職員を任命し、一定の事由により罷免する。市町村の消防長は、これらの職員を指揮監督する。

第十四條 消防署長は、上司の指揮監督を受け、管轄區域内における消防事務を執行し、部下の職員を指揮監督する。

第十五條 消防職員員の任免、給與、服務その他の事項は、國家公務員法の精神に則り、市町村條例でこれを定める。

消防職員員の宣誓、訓練、禮式及び服制に關する事項は、國家消防廳の定める準則に則り、市町村規則でこれを定める。

第十六條 特別區の存する區域においては、特別區が適合してその區域内における第六條に規定する責任を有する。

第十七條 前條の特別區の消防は、都知事がこれを管理する。

特別區の消防長は、都條例に従い、都知事がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第十八條 前二條に規定するものの外、特別區の存する區域における消防については、特別區の存する區域を以て一の市とみなし、市町村の消防に關する規定を準用する。

第四章 雜則

第十九條 市町村の消防は、國家消

防に關する規定を準用する。

第二十條 市町村の消防は、國家消

防に關する規定を準用する。

第二十一條 市町村の消防は、國家消

防に關する規定を準用する。

第二十二條 市町村の消防は、國家消

防に關する規定を準用する。

第二十三條 市町村の消防は、國家消

防に關する規定を準用する。

第二十四條 市町村の消防は、國家消

防に關する規定を準用する。

第二十五條 市町村の消防は、國家消

防に關する規定を準用する。

第二十六條 市町村の消防は、國家消

防に關する規定を準用する。

第二十七條 市町村の消防は、國家消

防に關する規定を準用する。

第二十八條 市町村の消防は、國家消

防に關する規定を準用する。

防廳の運営管理又は行政官署に服することはない。

第二十條 國家消防廳は、市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防に關する事項について助言を與え、及び設備、資材の發達をすることができ、

第二十一條 市町村長は、消防の相互應援に關して協定することができ、

第二十二條 市町村長は、國家消防廳の定める形式及び方法により、消防統計を、都道府縣知事を通じて、國家消防廳に報告しなければならない。

第二十三條 國家消防廳及び地方公共團體は、消防事務のために警察通信施設を使用することができ、

第二十四條 消防及び警察は、國民の生命、身體及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない。

國家消防廳、國家地方警察、都道府縣知事及び市町村長は、相互間において、地震、颱風、水災等の非常事態の場合における災害防禦の措置に關し協定することとができる。これらの災害に際して消防が警察を應援する場合は、

選管管理は警察がこれを留保し、消防職員は、警察權を行使してはならない。これらの災害に際して警察が消防を應援する場合は、災害區域内の消防に關係のある警察の指揮は、消防がこれを行う。

第二十五條 市町村の消防に要する費用に對する補助金に關しては、法律でこれを定める。

第二十六條 都道府縣は、必要に應じ、市町村の消防職員及び消防團員の訓練を行うために所要の機關を存置し、又は設備することができ、

附則

第二十七條 この法律施行の期日は、その成立の日から九十日を超えない期間内において、各規定について、政令で、これを定める。

第二十八條 國家公務員法は、この法律の適用に必要な範圍内においては、既に施行されたものとみなす。

前項の場合においては、國家公務員法による人事委員會の設置に至るまで、その職權は、同法附則第二條の例により、臨時人事委員會がこれを行う。

第二十九條 この法律施行後一年間は、任用候補者名簿がない場合は、その他に必要がある場合においては、國家消防廳の職員又は市町村の消防職員は、現在の法令により、夫、當該職員に相應する官吏又は吏員に必要な資格を有する者の中から、臨時に、これを任命することができ、

第三十條 國家消防廳の職員の任免、給與、服務その他必要な事項に關しては、國家公務員法に規定する人事委員會規則が定められるまでは、當分の間、これらの職員に相當する政府職員に適用される從前の法令の例による。

第三十一條 この法律施行の際現に警察廳又は道府縣警察部若しくは特設消防署に勤務する官吏が、引き続き都道府縣の消防訓練機關の職員又は市町村の消防職員となつた場合には、これを從前の身分のまま勤務するものとみなし、當分の間、これに恩給法の規定を適用する。

第三十二條 この法律施行の際現に警察廳又は道府縣警察部若しくは特設消防署の權限に屬する消防事務で、この法律により市町村又は都道府縣に屬することとなつたものに要する市町村の費用又は都道府縣の消防訓練機關に要する都道府縣の費用は、地方自治財政が確立される時まで、政令の定めるところにより、國庫及び都道府縣がこれを負擔する。

國庫と都道府縣の消防事務に要する費用の負擔區分については、前項の時まで、從前の例による。

第三十三條 この法律施行の際現に消防の用に供する國有財産又は國の所有に屬する物品で國家地方警察に不必要なものは、市町村消防に必要な場合は、無償でこれを當該市町村に讓與するものとする。

但し現に警察廳又は道府縣警察部の消防訓練機關の使用しているものは、無償でこれを當該都道府縣に讓與するものとする。

第三十四條 町村の全部事務組合及び役場事務組合でこの法律施行の際現に存するものは、この法律の適用については、これを一の町村とみなす。

第三十五條 行政執行法第四條の當該行政官廳には、市町村長、第二條の消防長及び第十四條の消防署長を含むものとする。

○長野政府委員 消防組織法案提案のことにつきまして、内務大臣目下旅行中でありますので、私代つて申し述べることになりたく存じます。

警察制度の改革に伴い消防制度も必然に何らかの改正の要に迫られてまいつた次第でありまして、當局といたしましては、警察制度に關する連合軍最高司令官の書簡受領以來、關係方面と屢次の折衝を遂げました結果、ようやく成案を得ましたので、ここに提案した次第であります。今期も餘すところまことにわずかとつた今日、ようやく提案の運びに至つたといふことは、關係方面との連絡等の關係があつたことは申せ、まことに感謝に存するところであります。

まず名稱を消防組織法といたしましたのは、消防の實體的規定、すなわち水災等の豫防、警戒、防壓並びに水災等の際の救護等に關しまして、目下衆議院の消防小委員會において消防法として立案中の趣でありますので、これを區分する意味におきまして組織法と稱することとしたのであります。

從來の消防制度と本案との相違のおもなる點を申し述べますと、第一に消防といふ概念は從來警察の概念の中に包含してありまして、從つて消防制度は警察制度の一部門でありましたのを、今回消防の概念を警察より分離獨立せしめ、從つて消防制度を警察制度より分離せんとするものであります。

第二に、從來内務大臣の指揮監督の下に警察權の範圍に屬していた消防を、徹底した民主化及び地方分權の趣旨に従ひ全部市町村の責任に移したのであります。すなわち、消防は市町村

長がこれを管理し、市町村には消防團のほか、その必要に應じて専任消防職員を置き、消防本部、消防署、さらに消防の訓練機關を設けてその責任を遂行していくこととしたのであります。從つてこれによつて從來警察廳初め十三府縣警察部に屬していたいわゆる官設消防は、あけて市町村に移管されることとなり、ただ消防の訓練機關だけが都道府縣に残ることとなるのであります。

第三に、消防に關する國の機關として、國家公安委員會の下に國家消防廳を設置いたしますが、これは市町村の消防に對する何らの指揮命令權を有するものでなく、市町村の消防の發達のために各種の試験、研究、消防器具等の檢定法規の研究等を行うもので、この點從來のごとく國、都道府縣知事、警察署という指揮監督の系統が完全に廢止され、國と都道府縣と市町村との間には何らの指揮監督の系統はなくなるわけでありまして、ただ國家消防廳は市町村より都道府縣を通じて、消防統計及び情報徴することができるとともに、市町村より要求があれば消防に關し助言を與え、もしくは設備資材の輸送をなすことができることとしたのであります。

第四に、以上のとおり消防が個々の市町村の責任に屬することとなつた關係上、地震、颱風その他の大きな水災に際しての災害防禦措置に關しては、國家消防廳、國家地方警察、都道府縣知事及び市町村長の相互間において、あらかじめ協定することができ、あつて、個々の市町村で解決し得ない場合の措置を規定したのであります。その他この制度改革に伴う経過措置

に關しましては、大體警察法案に準じて規定しました。

以上が變革の主たる點であります。が、本法案は警察法案と同時に施行される必要があり、何とぞ御審議の上速やかに御議決あらんことをお願いいたします。

○坂東委員長 次に長野消防課長から事務的の御説明を伺います。

○長野説明員 組織法の大體を御説明申し上げます。ただいま次官から御説明があつたのでありますが、まず、御説明がありまして、消防の組織につきましては、警察制度との関連におきまして、警察制度が變る以上は、從來の警察部あるいは警視廳に屬しておりました消防も、必然に變つてこなければならぬといふので、關係方面との折衝を遂げたのであります。その結果、こういう案ができ上つたのであります。

まず第一條に總則といたしまして、消防は火災から國民の生命身體財産を保護するといふことを目的とし、また水災地震その他のいづれな災害による人的及び物的被害を軽減することを任務とするといふ目的を掲げたのであります。

次に第二章として、國家機關として消防の關係で國にどういふものを置くかといふことを書いてまいつたのであります。國の機關といたしましては國家消防廳といふものを置く。この消防廳は消防の總指揮官であり、消防の指揮命令はたゞいまお話がありましたように、何ら市町村の消防に對する指揮命令といふような權限がありませんので、いづれ研究をし、あるいは基準をつくるといふような仕事をいたすといふだけであり、非常

な大きな權力を有する機關でないといふ關係上、便宜國家公安委員會のもとに置くといふのが一番よろうといふことになりまして、國家公安委員會のもとに國家消防廳を置く、こういう組織にいたしたのであります。そして國家消防廳に消防研究所と、管理局といふものを置きまして、消防に關する第四條に書いてありますような、技術的な仕事を掌つていくといふことになったのであります。

次に第三章に自治體の機關、自治體の消防を書いたのであります。消防の本則といたしまして、消防の全責任は市町村に屬するといふことになつたのであります。從來消防につきましては、行政執行法の關係もあり、警察がその責任をもつて市町村の消防といふことも、警察部長あるいは警察署長の所轄のもとに行動をいたしてまいつたのであります。今回これを完全に自治體に移譲をいたしまして、市町村が消防の責任を有するといふことになりました。従つて市町村長がすべての消防を管理するといふことになつたのであります。そこで市町村の消防に要する費用は、すべて當該市町村が拂うといふことを書いてまいつたのであります。

次に第九條の問題といたしまして、市町村が消防の事務を處理するためには消防團のほか、市町村に必要があれば消防本部とか消防署とか、あるいはこの職員あるいは消防團員の訓練機關を置くことができるといふことになつたのであります。この點は警察法と多少異にいたしまして、消防團につきましてはすでに消防團令といふものが出ておりますので、一應この組織の

法案の中から除外いたしました。消防團のほか、こゝにいろいろものを置くことができるといふことになつたのであります。また消防の本部といふものは警察法におきましては、一または二以上の警察署を置く所では警察の本部を置くことができるといふふうに相なつておりますが、こゝで考へておりますのは、從來の常備消防隊として非常に活動する消防署といふところまでいかな

いものも、一應消防本部といふものに考へまして、まず小さい所では消防本部といふものがある。さらに次には、大きく一つの行動隊として動けるようなものであれば消防署をつくる。またその消防署が消防本部を兼ねてもよろしい。こゝに小さい方からの順序の仕組を考へたので、この點は警察法の警察署と警察本部と、やや逆な立場をとつておるのであります。消防團につきましては先ほど申し上げましたように、消防團令に任ぜられて、消防團令の個々の領分、あるいは警察部長の所轄のもとといふような文字を、この法案が成立いたしましたならば、市町村長の所轄のもとといふふうに、多少の當然の改正をいたしていきたい。こゝに意味合いにおいて消防團につきましては、この法案といたしましては、ただ九條で消防團のほかといふ條文だけで觸れなかつたのであります。

その他の消防本部あるいは消防署、あるいは消防職員に關する條文といたしましては、大體警察法と同様の條文をもつて終始いたしましたのであります。また特別區の存する區域のこの東京の二十三區の問題につきましても、警察法と同じような條文をつくつてまいつたのであります。

次に第四章の雜則にまいりまして、市町村の消防は國家消防廳の何らの管理に服しないといふ條文をはつきり掲げまして、また消防廳は自治體の方から要求があつた場合に限りて助言をするし、また設備資材の轉送をする。こゝで國家と市町村との間の指揮命令系統といふものを完全に絶つて、完全に消防を自治化するといふ行き方をしたのであります。たださういふ場合に多少困る問題ができるという意味におきまして、第二十一條で市町村長が總合應援の協定をすることができるといふ條文を設けたのであります。また先ほど

次官の説明にありましたように、大きな水災その他の問題につきましても、消防と警察とは國民の生命、身體、財産といふものの保護のためには、相互に協力しなければならぬ。また關係機關である消防廳、國家地方警察、都道府縣知事及び市町村長、また自治體警察といふものは、この條文では市町村長といふ文字の中に一應含めた氣持であります。その相互間において地震とか、颶風とか、水災の非常事態の場合の災害防除施設を、あらかじめ協定することができるといふ條文をつくりまして、ただその場合に警察と消防との分離といふ意味合いから、警察が主となつて消防がそれに應援するといふ場合は、全部の指揮を警察が執るといふ場合は、全部の指揮を消防が執るのであるといふことを掲げたのであります。また自治體に完全に任せまして、さうして國家との關係はほとんど指揮命令系統がありませんので、たゞ國家といたしましては、統計と情報

とを國家消防廳に報告せしめるように、市町村長に義務づけをいたしたのであります。さらに消防は非常に急速を貴びます關係上、國家消防廳と地方公共團體は、消防事務のためには警察通信施設を利用することができ、消防と警察が分離いたします關係上、こゝへ警察通信施設を利用することができるといたしまして、警察通信關係に使用をせしめる義務を負つたのであります。消防の問題につきましても費用につきましては、先ほど申し上げましたように市町村がこれを負担するといふことになつておりますが、相當の費用を要するであろうといふ關係から、その補助金の問題あるいは財政の問題につきましては、一應別個な法案その他について研究をいたすといふ意味合いにおきまして、第二十五條にその規定を設けたのであります。府縣の問題といたしましては、都道府縣はただ二十六條で訓練機關を從來ありましたが、これを存置したり、あるいは新たに設置することができるといふ條文だけになつたのであります。府縣の機關といたしまして、あるいは資料の配分、あるいは統計の蒐集、あるいは非常事態の場合に、知事がもし指揮するといふ協定になつたような場合において、その補助機關といふようなものについて地方自治法の問題に任せて、地方自治法によつての縣吏員が、縣の必要に應じてできるであろうといふふうに考へて、その方面に任せたのであります。

あとの附則の條文は、ほとんど全部警察法案と同様であります。最後に、第三十五條の最後の條文で、現在の警察權に屬しております消

防を市町村に移します關係上、執行的面の權限を行政執行法の第四條の規定を用い、市町村長あるいは消防長あるいは消防署長に、行政執行法の第四條の權限を與えるということにいたしまして、火事が起つた場合に水をかけるとか、あるいは多少の器物を破壊するといふような問題は、憲法違反にならぬように注意をいたした次第であります。以上。

○坂東委員長 お諮りいたします。質疑はあとにまわしまして休憩して、午後一時から開くことにしてはいかがでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは午後一時から第十委員室で開きます。それまで休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後二時十三分開議

○坂東委員長 休憩前に引續きまして會議を開きます。

地方自治法の一部を改正する法律案につきましては、あらゆる面から検討審査を加えました次第であります。そこでこれより討論に入ります。私から修正案を出します。その修正案の内容、要綱をこれから説明いたします。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 一 普通地方公共團體は、その區域内における行政事務で國の事務に属しないものを處理する權能を有するものとする。〔二條〕

二 都道府縣及び特別市以外の地方公共團體の名稱變更の條例については、都道府縣知事の許可を得なければなら

ない旨を第三條に明記すること。

〔三條〕

三 市町村の廢置分合及び境界變更は、關係市町村の申請に基づき、都道府縣知事が當該都道府縣の議會の議決を経てこれを定め、内閣總理大臣に届け出るものとし、都道府縣の境界にわたる市町村の境界の變更は、關係のある普通地方公共團體の申請に基づき、内閣總理大臣がこれを定め、内閣總理大臣は、都道府縣知事の届出を受理したとき、又は處分をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならぬものとする。

〔七條〕

四 市となるべき普通地方公共團體の具えるべき要件は、法律でこれを定め、町となるべき普通地方公共團體の具えるべき要件は、當該都道府縣の條例でこれを定め、町村を市とし若しくは市を町村とし又は村を町とし若しくは町を村とする處分は、市町村の廢置分合及び境界變更の例によるものとする。〔八條〕

五 普通地方公共團體は、法令に違反しない限りにおいて、その事務に關し、條例を制定することができるものとし、行政事務の處理に關しては、法令に特別の定めがあるものを除く外、條例でこれを定めなければならぬものとする。

六 都道府縣は、市町村の行政事務に關し、法令に特別の定めがあるものを除く外、條例で必要な規定を設けることができるものとし、この都道府縣の條例に違反する市町村の條例は、これを無効とすること。

普通地方公共團體は、法令に特別の定めがあるものを除く外、條例に違反した者に對し、條例で、二年以下の懲役若しくは禁錮、十萬圓以下の罰金、拘留、科料又は沒收の刑を科することができるものとし、その罪に關する事件は、國の裁判所がこれを管轄するものとする。〔一四條〕

六 普通地方公共團體の規則は、法令に違反しない限りにおいてこれを定めることができる旨を明らかにし、規則に違反した者に對しては、規則で、二千圓以下の過料を科することができるものとする。〔一五條〕

七 特別選舉權は、引き続き六箇月以來市町村の區域内に住所を有していた者で、天災事變等に因りやむなく住所を移したため、その屬する市町村の議會の議員及び長の選舉權を有することができなくなつたものがあるとき、又はその者若しくは海外歸還者で市町村に住所を有するに至つたが、その期間がまだ六箇月に達しないものは、當該市町村の選舉管理委員會にその旨の申出をすることにより選舉權を有することができるものとする。〔一八條〕

八 普通地方公共團體の議會の議員及び長の選舉は、これを行ふべき事由が生じたときは、その日から六十日以内において速やかに行ななければならぬものとする。〔二四條〕

九 普通地方公共團體の長の選舉に關する争訟については、訴訟の裁決は、訴訟を受理した日から六十日以内に、訴訟の判決は事件を受理した日から百日以内にこれをするように努めなければならないものとする。〔六六條〕

一〇 都道府縣知事の選舉につき選舉事務所を五箇所まで設置することができるが、都道府縣及び選舉事務所の數は、全國選舉管理委員會がこれを定めるものとする。〔七二條〕

一 市町村の議會の議員の定數の増加は、これを認めないものとし、廢置分合又は境界變更のあつた場合に限り例外的に、これを認めるものとする。〔九一條〕

二 普通地方公共團體の議會は、當該普通地方公共團體の事務に關する調査のため、出頭又は記録の提出を受けた選舉人その他の關係人が、正當の理由がないのに、議會に出頭せず若しくは記録の提出をしないとき又は證言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は五千圓以下の罰金に處するものとする。

議會は、選舉人その他の關係人が公務員たる地位において知り得た事實については、その者から職務上の秘密に屬するものである旨の申立を受けたときは、當該官公署の承認がなければ、當該事實に關する證言又は記録の提出を請求することができないものとし、この場合において、當該官公署はその旨を証明しなければならぬものとする。この場合において、議會が証明を理由がないと認めるときは、當該官公署に對し、當該證言又は記録の提出が公の利益を害する旨の聲明を請求することができるものとし、當該官公署が請求を受けた日から二十日以内に聲明をしないときは、選舉人その他の關係人は、證言又は記録の提出をしなければならないものとする。

議會は、選舉人その他の關係人が、不出頭、證言もしくは記録の提出の拒絶又は偽證の罪を犯したと認めるときは、告發しなければならぬものとし、議會の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告發しないことができるものとする。〔一〇〇條〕

一三 普通地方公共團體の議會は、當該普通地方公共團體の事務に關する調査を行う場合には、豫め、豫算の定額の範圍内において當該調査のため要する經費の額を定めて置かなければならぬものとし、その額を超えて經費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならぬものとする。〔一〇〇條〕

一四 政府は、地方公共團體の議會に義務として官報及び政府の刊行物を送付しなければならないものとし、都道府縣は、當該都道府縣の區域内の市町村の議會に對して、公報及び適當と認める刊行物を送付しなければならぬものとする。議會は、送付を受けた官報、公報及び刊行物を圖書室に保管して置かなければならぬものとする。〔一〇〇條〕

一五 主務大臣が都道府縣知事をして訴訟手續により國の事務の處理を強制する場合に、被告たる都道府縣知事の住所を管轄する高等裁判所が管轄するものとする。〔一四六條〕

一六 普通地方公共團體にその區域内における行政事務を包括的に委任するのに伴い、都道府縣知事の部内の行政事務を處理する權限を認めないものとする。〔一四八條〕

一七 普通地方公共團體の長の職務代



理に關する規定を整備すること。

(一五二條)

一八 普通地方公共團體の長は、法律の定めるところにより、保健所を設けなければならないものとする。

(一五四條)

一九 國の警察機關の設置については、國會の承認を経ることを要しないものとする。

(一五四條)

二〇 道府縣の部としては、總務、民生、教育、經濟、土木、衛生及び農地の七部を必ず置きその他の部は農林(又は林務)、商工、水産、勞働又は公共事業の六部及び道においては更に開拓部に限り條例で特別の必要がある場合にこれを置くことができるものとする。外、部の新設廢合又は事務配分の變更を認めないものとする。

(一五四條)

二一 普通地方公共團體の長は法律の定めるところにより、源泉において徵收する税金又は行爲者若しくは消費者が行爲若しくは消費の際支拂う税金を徵收させる場合の外、公金の徵收若しくは支出の權限を私の團體若しくは個人に委任し、その權限をこれらの者をして行わせ、又は營業の免許その他これに類する處分及びこれらの處分に關係のある公金の徵收に干與させることができないものとする。

(一四三條)

二二 前項の團體の代表者又は個人は、公金の收支を明にする計算書を作り出納長又は收入役に提出してその検査を受けなければならないものとし、検査の際不正の廉があつたと

きはその旨を檢察官に通知するものとする。

裁判所は公金の徵收に關し不正の廉のあつた團體を解散することがあるものとする。

普通地方公共團體の長は、條例の定めるところにより、毎年二回以上財政の

状況を説明する文書を作成し、これを住民に公表しなければならないものとする。

(一四四條)

二三 あらたに都道府縣知事及び副知事にともに事故がある場合又は都道府縣知事及び副知事がともに缺けた場合において、その職務を代理すべき者がいない場合その職務を行ふ者に関する規定を設けるとともに、これらの場合並びに市町村長及び助役の事故がある場合又は市町村長及び助役がともに缺けた場合においてその職務を代理すべき者がいないときは、當該普通地方公共團體の規則で定め

た上席の吏員が都道府縣知事又は市町村長の職務を行ふものとする。

あらたに出納長及び副出納長にとも

に事故がある場合又は出納長及び副出納長がともに缺けた場合において

てその職務を行ふべき者に関する規定を設けるとともに、これらの場合

並びに收入役及び副收入役に事故がある場合又は收入役及び副收入役が

ともに缺けた場合においてその職務を代理すべき者がいないときは、當該

普通地方公共團體の規則で定めたと

席の出納員が出納長又は收入役の職務を行ふものとする。

(一四七條)

二四 臨時選舉管理委員會に對する給與は、當該普通地方公共團體の選舉管理委員會に對する給與の例によりこ

れを定めるものとする。

(二四九條)

二五 條例の許可に關する第二百五十

一條の規定はこれを削除すること。

(二五一條)

二六 郡の區域及び名稱の變更並びに郡の區域の境界にわたつて設置された町村の屬すべき區域等は、都道府縣知事が當該都道府縣の議會の議決を経てこれを定め、内閣總理大臣に

届け出るものとし、内閣總理大臣は、直ちにその旨を告示するものとする。

(二五九條)

二七 町又は字の區域又は名稱の變更等は、市町村長が當該市町村の議會の議決を経てこれを定め、都道府縣知事に届け出なければならないものとする。

(二六〇條)

二八 一の普通地方公共團體のみに適用される特別法の一般投票を當該普通地方公共團體に行わせ、その結果の報告を受理することに關する事務は、内閣總理大臣がこれを行ふものとする。

(二六一條)

二九 特別市の指定に關する法律は、關係都道府縣の選舉人の贊否の投票に付さなければならないものとする。

(二六五條)

三〇 地方公共團體の協議會の制度は、これを廢止すること。

(二九八條)

條乃至三〇四條)

三一 全國選舉管理委員會に關するものを除く外政府案において地方自治委員會の權限に屬せしめた事項は、すべて内閣總理大臣の權限に屬させるものとし、議長、出納長、副出納長、選舉管理委員會の委員長及び行政區の區長等に事故がある場合における職務代理に關する規定を整備

し、その他第二條の規定の修正等に伴い必要な規定の整理を行うこと。

(六一條、七七條、八二條、八六條、一〇六條、一二三條、一四六條、一五二條、一七〇條、一八七條、二二九條、二五五條、二六四條、二六五條、二六八條、二七一條、二七七條、二八一條、二八四條、二八六條、二八八條、)

以上が修正案の全文であります。なおこの要綱に基きまして、條項の整理等はすべてこれを委員長に御一任願いたいと思ふのですが、この修正案並びに今申しました點に對しまして御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○坂東委員長 それでは御異議ないものと認めます。

ただいま申しました修正案以外の原案に對して御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○坂東委員長 御異議ないものと認めます。これによりまして地方自治法の一部を改正する法律案は修正可決せられました。

お諮りいたします。これで一旦散會しまして、あと警察法の應談會をいたしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○坂東委員長 本日はこれをもって散會いたします。

午後二時三十二分散會

〔参照〕

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第七三號)に關する報告書

〔都合により最終稿の附録に掲載〕

昭和二十三年一月十六日印刷

昭和二十三年一月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局